

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
担当理事 宮城 政剛



新型コロナウイルス感染症 5 類移行後の医療提供体制等に係る御協力について(依頼)

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会を通じて「新型コロナウイルス感染症 5 類移行後の医療提供体制等に係る御協力について(依頼)」が届きましたのでご案内申し上げます。

また、関係文書は当会ホームページ(新着情報→新型コロナウイルス感染症関連情報)に掲載しております。

☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局:石垣・前泊 / 電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医発第 222 号
令和 5 年 5 月 10 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会
会長 安里哲好

新型コロナウイルス感染症 5 類移行後の医療提供体制等に係る御協力について(依頼)

沖縄県保健医療部から、標記文書の発出がありましたので、お知らせ致します。

新型コロナウイルス感染症が令和 5 年 5 月 8 日以降、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが変更され、これからは幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくことになります。

本件は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後も必要な方に、必要な医療が提供出来る体制を構築する為の協力をお願いする旨の内容となっております。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴管下会員施設への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 医療提供体制については、原則として、インフルエンザなど他の疾病と同様となることから、幅広い医療機関で新型コロナの患者が受診できる医療体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ県民の安心を確保しながら段階的な移行を目指すこととしており、医療機関におかれましては、発熱等患者(特にかかりつけ患者)の検査・診療に御協力をお願いします。
2. また、外来対応医療機関(旧:診療・検査医療機関)におかれましては、幅広い医療機関がコロナ患者の診療に対応する医療提供体制に向けて移行する間においては、発熱等の症状のある患者が検査・診療にアクセスできるよう引き続き県ホームページにおいて医療機関名等を公表することについて御協力くださるようお願いいたします。

また、外来対応医療機関への申請にも御協力いただきますようお願いいたします。

3. 入院可能な医療機関につきましては、重点医療機関等感染症指定医療機関の指定の有無に関わらず、新型コロナ患者を受け入れていただくと共に、引き続き、受入患者に必要な医療（重症管理、各種手術等）を提供して下さるようお願いいたします。

また、自院において入院が必要な患者の陽性が判明した場合に備え、継続して入院対応が可能な体制整備をお願いいたします。

4. 5類感染症への位置づけ変更に伴い、県コロナ本部が行ってきた入院調整は終了いたします。今後の受診・入院調整につきましては、原則として他の疾患同様に地域医療連携等で行って頂くこととなります。

つきましては、調整先選定の参考となるよう、重点医療機関の受入状況が共有できるシステム「OCAS」の閲覧方法を別添致しますので、各医療機関においてご活用ください。

5. かかりつけ医療機関、高齢者施設等の嘱託医におかれましては、かかりつけ患者や施設入所者が陽性となった場合でも、通常の診療と併せて、新型コロナウイルス感染症診療（検査、届出含む。）を実施して下さるようお願いいたします。

- 新型コロナウイルス感染症5類移行後の医療提供体制等に係る御協力について(依頼)
(令和5年5月8日保確第82号)

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：高良、平良

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp

保 確 第 8 2 号
令和5年5月8日

沖縄県医師会長 殿

沖縄県保健医療部長
(公印省略)

新型コロナ5類移行後の医療提供体制等に係る御協力について (依頼)

平素より、本県の医療行政にご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、令和5年5月8日以降、感染症法上の位置づけが変更され、これからは幅広い医療機関による自律的な医療提供体制を確保する観点から、別添のとおり各医療機関あての通知文を作成しました。

つきましては、ご多用中恐縮ですが、各地区医師会へ周知してくださるようお願いいたします。

沖縄県保健医療部感染症医療確保課担当：漢那、長嶺
TEL：098-866-2006 (直通)

保 確 第 82 号
令和 5 年 5 月 8 日

県内各医療機関 殿

沖縄県保健医療部長
(公印省略)

新型コロナ 5 類移行後の医療提供体制等に係る御協力について (依頼)

平素より、本県の医療行政に対し御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対応に携わる皆様におかれましては、長期間にわたり献身的に従事いただいていることに心から感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、令和 5 年 5 月 8 日以降、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）上の位置づけが変更され、これからは幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととなります。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後も必要な方に必要な医療が提供できる体制を構築していただきますよう御協力をお願いいたします。

記

1 医療提供体制については、原則として、インフルエンザなど他の疾病と同様となることから、幅広い医療機関で新型コロナの患者が受診できる医療体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ県民の安心を確保しながら段階的な移行を目指すこととしており、医療機関におかれましては、発熱等患者（特にかかりつけ患者）の検査・診療に御協力をお願いします。

2 また、外来対応医療機関（旧：診療・検査医療機関）におかれましては、幅広い医療機関がコロナ患者の診療に対応する医療提供体制に向けて移行する間においては、発熱等の症状のある患者が検査・診療にアクセスできるよう引き続き県ホームページにおいて医療機関名等を公表することについて御協力くださるようお願いいたします。

また、外来対応医療機関への申請にも御協力いただきますよう併せてお願いいたします。

3 入院可能な医療機関につきましては、重点医療機関等感染症指定医療機関の指定の有無に関わらず、新型コロナ患者を受け入れていただくと共に、引き続き、受入患者に必要な医療（重症管理、各種手術等）を提供して下さるようお願いいたします。

また、自院において入院が必要な患者の陽性が判明した場合に備え、継続して入院対応が可能な体制整備をお願いいたします。

4 5類感染症への位置づけ変更に伴い、県コロナ本部が行ってきた入院調整は終了いたします。今後の受診・入院調整につきましては、原則として他の疾患同様に地域医療連携等で行って頂くこととなります。

つきましては、調整先選定の参考となるよう、重点医療機関の受入状況が共有できるシステム「OCAS」の閲覧方法を別添致しますので、各医療機関においてご活用ください。

5 かかりつけ医療機関、高齢者施設等の嘱託医におかれましては、かかりつけ患者や施設入所者が陽性となった場合でも、通常の診療と併せて、新型コロナウイルス感染症診療を実施して下さるようお願いいたします。

(担当)

沖縄県保健医療部感染症医療確保課 漢那、長嶺

TEL: 098-866-2006 (直通)

重点医療機関情報閲覧用 OCAS 【医療機関・消防機関限定公開】

★重点医療機関に関する情報の共有について

- ・令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の分類変更に伴い、受診・入院の調整は各医療機関、消防で選定・調整していただくこととなります。
- ・つきましては、調整先選定の参考となるよう重点医療機関の受入れ状況を共有致します。

★注意点

- ・重点医療機関情報については非公開となっております。一般県民や報道機関への共有は禁止です。
 - ・各重点医療機関の情報更新のタイミングは各々異なります。また常時最新の情報に更新されているとは限りません。特に土日休日は更新が滞る事もありますことをご承知おきください。
 - ・OCASで複数の患者受け入れ可能との情報が表示されていても、その時点における病院の運用上、受け入れ可能数は限定されます。また救急外来の患者受け入れ状況によっては応需の余力がない場合もあります。
- 以上のことを踏まえて、あくまでも参考情報としてご利用ください。

https://docs.google.com/spreadsheets/d/1OJl_U6Pu10UXypMvmTZTed9wRkTJu04gTf2A5tDl9nU/edit?usp=sharing

OCASが確認できない場合は口頭でも案内できます。

OCAS案内電話番号：098-866-2204（平日9時～17時）

